

研究ノート(一)

嵇康『與山巨源絶交書』の作年代 及び 嵇康刑死年代の考証

久 保 卓 哉

The Research Paper No. 1  
Some Considerations on the Year When "YU SHAN JU YUAN JUE JIAO SHU" Was Written and  
the Year When JI KANG Was Executed.  
Takuya Kubo

まえがき

この報告は、嵇康研究の基礎作業の過程において気付いたことをまとめたものである。

竹林七賢の領袖嵇康が親友山濤(巨源)に与えた絶交を告げる手紙は、六朝人の姿と精神を知る上で一級の資料である。しかしこの書がいつ書かれたものであるのか、中国の研究者にも二説あって定まらない。また「龍章鳳姿」の偉容を持ち太学生三千人を動員する影響力を持つ嵇康は、国家転覆を謀る司馬氏の陰謀によって投獄・刑死の運命に遇い処刑される。しかしこの死がいつのことなのか、死後百年にして既に異説あり今日に至るも定め難い。本稿では嵇康研究の秀作、

戴明揚『嵇康集校注』(人民文学出版社)

侯外廬・赵紀彬・杜国庠・邱汉生『中国思想通史』(人民出版社)

の論旨に批判を加えながら以上の二点について考えを述べてみる。

一 『與山巨源絶交書』の作年代

1  
嵇康の詩文の作年代を考証したものととして『中国思想通史』(第三卷 一六一頁～一六四頁)がある。この書の中で考証の対象として取り上げられ明らかにされている作品は、詩十三篇のうち六篇と、文十六篇のうちの四篇で、それを左に掲げれば次の通りである。

甘露元年(二五八)	酒會詩 四言詩 管蔡論	竹林の交遊時の作
景元元年(二六〇)	思親詩 與阮德如 與山巨源絶交書	夏四月、高貴郷公 太学にて諸儒 と管叔・蔡叔について問答
景元三年(二六二)	述志詩 幽憤詩 與呂長悌絶交書 家誠	稽康入獄 刑死

この十篇のうちで最も資料的価値の高いのが『與山巨源絶交書』であり、この『絶交書』の作年代を起点として他作品の考証に及ぶことができる。  
『中国思想通史』は『與山巨源絶交書』を景元元年(二六〇)の作と推定する。そのあらまは次の通りである。まず『絶交書』中の、

阮嗣宗、至爲禮法之士所繩、疾之如讎、幸賴大將軍保持之耳。

(與山巨源絶交書)

阮籍が受けた礼法の士からの非難攻撃を大將軍司馬昭がかばったと言っている嵇康の記述に注目し、それはいつの事であったかを明らかにしようとする。そのた

めに『晉書』何曾傳を有力な傍証資料として提示する。『中国思想通史』が引用した何曾傳は、後述するようにその読み方が問題となるので煩を厭わずあげてみる

魏帝之廢也、曾預其謀焉。時步兵校尉阮籍負才放誕、居喪無禮。曾面質籍於文帝座曰、「卿縱情背禮、敗俗之人、今忠賢執政、綜核名實、若卿之曹、不可長也。」因言於帝曰、「公方以孝治天下、而聽阮籍以重哀飲酒食肉於公座。宜擯四裔、無令污染華夏。」帝曰、「此子羸病若此、君不能爲吾忍邪。」

(晉書卷三十三 何曾傳)

何曾傳にはまさしく『與山巨源絶交書』の記述に当る事が史実として見える。文帝(司馬昭)の座の御前に並んだ重臣何曾と步兵校尉阮籍。礼法の士何曾は放誕の士阮籍の縦情背礼ぶりを阮籍の面前に吐きかけるかのごとく問い質し、それを聞いてわしに免じて我慢してやってくれぬかとなだめる司馬昭。(何曾はこの時警視總監とも言ふべき司隸校尉の職にあつたから、司馬昭の言葉がなければ阮籍はこの時点で敗俗背礼の士の罪名をきて処刑されていたであろう。嵇康が司隸校尉鍾會によつて処刑されたのと全く同じケースである。)ともあれ、この史実は「魏帝之廢也」とほぼ同じ「時」のことと考えられるから「魏帝之廢也」の「魏帝」とは誰かが特定できれば、この阮籍に関するできごとの時期も推定できるといふのである。

では「魏帝」とは誰か。それを考証するために『中国思想通史』は『與山巨源絶交書』で嵇康自らが語る阮籍に関する記述「幸頼大將軍保持之耳」の「大將軍」の語に注目し、司馬昭の大將軍在位期間と魏帝の廢位事件とのオーバラップの有無を検索する。『中国思想通史』には掲げていないが念のため関連することを年表としてみると、

嘉平六年九月(二五四)	魏帝齊王芳廢位に追い込まれる
正元元年二月(二五五)	司馬昭大將軍となる
景元元年五月(二六〇)	魏帝高貴郷公髦廢位される
景元四年十月(二六三)	司馬昭大將軍から相國に進位

「魏帝」は齊王芳ではなくて高貴郷公髦のこととなり「魏帝之廢也」は景元元年の魏帝髦の廢位事件となる。加えて『晉書』何曾傳にみえる、

公方以孝治天下、而聽阮籍以重哀飲酒食肉於公座。

の何曾の発言はまさしく高貴郷公が皇太后への殺意・誹謗による「不孝」という名目によつて誅殺された(魏志 三少帝紀)ことを踏まえたものであると傍証している。従つて嵇康が、

阮嗣宗、至爲禮法之士所繩、疾之如讎、幸頼大將軍保持之耳。

と述べる『與山巨源絶交書』は景元元年以降の作であることになり、景元元年以降のいつかと言へば、この『絶交書』を書いたとき、子の嵇紹は八歳であり、

今年年十三、子年八歳

(與山巨源絶交書)

その二年後の十歳のとき父嵇康が刑死に遇つてゐることを考えると、

十歳而孤

(晉書卷八十九 嵇紹傳)

『絶交書』は刑死の二年前に書かれてゐることになるという。刑死の時期を後述するように『中国思想通史』は景元三年のことと考え、従つて『與山巨源絶交書』は、その二年前の景元元年に書かれたものであることはまちがいのないことであると、確信をもつて断言している。

しかし『中国思想通史』の考証には難点が二つある。一つは『晉書』何曾傳の読みとり方の問題であり、一つは『山濤行狀』という資料の見落しである。

『晉書』何曾傳に関しては『中国思想通史』は、縦情背礼・敗俗之人と阮籍を非難する何曾に対して、大將軍司馬昭が弁護したというできごとが、景元元年のことであることを裏付けるために、その前に位置する「魏帝之廢也、曾預其謀焉」の魏帝は高貴郷公のことであるというのだが、なるほど何曾傳を、

魏帝之廢也、曾預其謀焉。時步兵校尉阮籍負才放誕、居喪無禮。

このような区切り方で読みとり、「時」が「魏帝之廢也」の記述を受けたものとす

るなら魏帝は高貴郷公となりそれは景元元年のこととなる。しかしその何曾傳を次のように区切つて読めば話は違つてくる。

嘉平中、爲司隸校尉。撫軍校事尹模憑寵作威、姦利盈積、朝野畏憚、莫敢言者。曾奏劾之、朝廷稱焉。時曹爽專權、宣帝稱疾、曾亦謝病。爽誅、乃起視事。魏帝之廢也、曾預其謀焉。  
時步兵校尉阮籍負才放誕、居喪無禮。曾面質籍於文帝曰、「卿縱情背禮、敗俗之人、……」

何曾は嘉平中（二四九〜二五四）に司隸校尉となり、尹模の横暴姦利を弾劾して称賛され、あたかも大將軍曹爽の専横輔政政治の時には、後の宣帝（司馬懿）とともに病氣と称して曹爽を避け、また曹爽が処刑された時はそれを起ちて視、更には魏帝廃位の謀議にも参画した、というふうな「魏帝之廢也」を上につづく何曾の手柄話の一つと読み、一方、「時」以下を何曾が文帝（司馬昭）の御前で阮籍を面質し天下の治を展望する自論を展開したもう一つの手柄話と読めば、この阮籍にまつわる話は司馬昭の大將軍在任中のものであつても、魏帝の廃位事件はその司馬昭の在任期間に拘束されず、嘉平六年魏帝齊王芳の廃位事件であつてもよいことになる。だから『中国思想通史』に言うように高貴郷公が廃誅された景元元年の「時」に阮籍にまつわる話が行われたとは特定できなくなる。唯、司馬昭の大將軍在任中のことであるとしか言えない。従つて『中国思想通史』が、『與山巨源絶交書』の中と『晉書』何曾傳の中の阮籍に関する部分を作年代考証の鍵として取り上げ、景元元年の作であると確信をもつて出していた結論に必然性がなくなることになる。

そして『通史』の考証の難点のもう一つは『三國志』の次の資料を見逃していることである。

及山濤爲選曹郎、舉康自代、康答書拒絕。  
（魏氏春秋 王粲傳注引）  
濤始以景元二年除吏部郎耳。  
（山濤行狀 王粲傳注案語引）

山濤が人事選考の官にとりたてられた時嵇康を自分の代りに推挙しようとして、却つて嵇康から絶交を言い渡された手紙が『與山巨源絶交書』であるのは明白な事実だが、山濤がその官に任ぜられたのは「山濤行狀」にあるごとく景元二年のことである。従つてその前年の景元元年に山濤が自分の代りに嵇康を推挙するな

どということはありません。『與山巨源絶交書』の作年代は景元二年のことである可能性が強い。この景元二年作説は戴明揚氏が『嵇康集校注』の中で、清・孫志祖の『讀書勝録』を引いた案語に、

揚案、濤以景元二年除吏部郎、則絶交書之作當在此年。  
（三六九頁）  
と簡単に考えを述べている。

## 二 嵇康刑死の年代

では三千人の太学生の大願書もむなく四十歳にして刑死の運命に散つた嵇康の死はいつのことなのか。諸説ある。左のごとくである。

正元二年（二五五）説

干寶『晉紀』 孫盛『魏氏春秋』或『晉陽秋』 習鑿齒『漢晉春秋』  
正元二年、司馬文王反自樂嘉、殺嵇康・呂安。

（三國志魏書 王粲傳注案語引）

景元中（二六〇〜二六四）説

『三國志』

至景元中、坐事誅。  
（魏書 王粲傳）

景元三年（二六二）説

『資治通鑑』

昭遂殺安及康。  
（卷七十八 魏紀十元皇帝下）

『湛淵靜語』（元・白珉）

嵇康傳列於晉書、予每疑其誤。康死之日、實魏元帝景元三年。

『七修類稿』（明・郎瑛）

嵇康、魏人鍾會憾之、譖於司馬昭、欲助母丘儉、而殺之、實景元三年事也。

『中国思想通史』

嵇康之誅、在山濤爲選曹與鍾會爲司隸之時、則必在景元二年至三年冬的一段時間中。

如我們認爲紹傳所說的「十歲而孤」是一個確實年歲、則絶交書之作在景元元年、康被殺在景元三年、這是最可能的確實年

景元四年(二六三)説

『嵇康集校注』

揚案、濤以景元二年除吏部郎、則絶交書之作、當在此年。書云「女年十三、男年八歳」而嵇紹傳云「紹十歳而孤」則叔夜之死、當在景元四年也。干寶等誤爲二年、通鑑更以爲三年、未知何據。

(三六九頁)

份。(第三卷 一六〇～一六一頁)

正元二年のこととする干寶・孫盛・習鑿齒の諸書の説の矛盾については裴松之が既に指摘しておりこれは考えられない。従つて景元中の三年のことなのか四年のことなのか問題となる。戴明揚『校注』に言うごとく三年のこととする『通鑑』の根拠は不明であるし、その『通鑑』の説を受け入れたと思われる『湛淵静語』及び『七修類稿』ともにその考証は省かれている。だからといって『與山巨源絶交書』が書かれた二年後のこととして、景元二年に二年を単純加算して四年のこととする戴明揚『校注』の説にも疑問が残る。

最も簡潔で妥当な説を展開するのは『中国思想通史』の次の考証であろう。『中国思想通史』は裴松之の案語に引く『鍾會傳』の、

鍾會傳亦云、會作司隸校尉時誅康、會作司隸、景元中也。

(三國志魏書 王粲傳注)

嵇康が殺されたのは鍾會が司隸校尉の時であつたという記述に注目する。鍾會傳を見るに、

遷司隸校尉。雖在外司、時政損益、當世與奪、無不綜典。嵇康等見誅、皆會謀也。景元三年冬、以會爲鎮西將軍、假節都督關中諸軍事。

(三國志魏書 鍾會傳)

鍾會は景元三年冬をもつて司隸校尉の任を解かれ鎮西將軍・假節都督關中諸軍事に任命されている。してみれば嵇康の死は景元三年冬までのこととなり戴明揚『校注』の説、景元四年ということはありえなくなる。そして『中国思想通史』は景元三年冬以前の死という大まかな推測を絞るために自ら主張する『與山巨源絶交書』の作年代、景元元年説に、子嵇紹の年齢が『絶交書』を書いたときに八歳、死のときに十歳であることを加味して嵇康の死の年代は『絶交書』が書かれた二

年後の景元三年中のことであると結論づける。

この『中国思想通史』が導き出した結論は最も妥当なものであると考えられるが、『中国思想通史』はこの結論を導き出す上で次の二点において首肯し難い過程を有する。一つは『與山巨源絶交書』の作年代の所で既述したごとく『絶交書』は景元二年の作であるべきを景元元年の作とした上で死の年代を考証していることである。これでは結論は妥当でもその土台がぐらついたままとなる。いま『中国思想通史』の『與山巨源絶交書』作年代考証のあとを逆にたどってみると次のようなことが考えられる。おそらく『中国思想通史』は嵇康の死の下限が景元三年冬のことであるという動かし難い年次をまず導き出しておいて、次に子嵇紹の年齢差二年をもとに『絶交書』の作年代を死の二年前の景元元年のことと予測を立てたのであろう。そしてこの景元元年説を固めるために高貴郷公の廃誅という景元元年に起つた明白な史実との関連を求めて、『絶交書』の中に言及している大將軍司馬昭と阮籍との話に注目し、その根拠を『晉書』何曾傳に捜し出して傍証としようとしたという経過をたどつたらしく考えられる。その結果、何曾傳を読み誤るという事態になつたことは既に見てきた通りである。

もう一つは『與山巨源絶交書』に言う嵇紹の年齢八歳と『晉書』に言う死の時の嵇紹の年齢十歳の差の二年を単純に考えすぎていることである。『中国思想通史』は嵇康の死の年景元三年から二年を減ずることによつて『與山巨源絶交書』の作年代を景元元年とした。しかし山濤が選官に除せられたのは景元二年のことであるから単純に二年を減じたのでは矛盾を生じてくる。戴明揚『校注』も、『絶交書』を書いた時(景元二年)の嵇紹の年齢八歳と死の時の年齢十歳とを考えて「叔夜の死は當に景元四年に在るべきなり」と単純に二年を加算して景元四年のこととしている。しかし景元四年説は鍾會の司隸校尉の点から考えてありえない。既述のように鍾會は景元三年冬に司隸校尉から鎮西將軍となり景元四年十二月乙卯には更に司徒に任ぜられているからである。(三國志魏書 三少帝紀 鍾會傳) どのようにぼまちがいのない年代と考えられる嵇康の死の年景元三年と『與山巨源絶交書』の作年代景元二年とを中心に嵇紹の年齢の差二年を加減してみると、死の年から逆算すれば『絶交書』は元年の作ということになつてしまひ、『絶交書』が書かれた年から計算すれば死は四年のこととなつてしまつてどちらも一年のずれができる。では『絶交書』作年と嵇康死年の差一年と、嵇紹の年齢差二年とをどう考えればいいのか。到底解くことができない方程式のようにみえるが別に難しい問題ではない。嵇紹の生れ月が何月かによつて嵇紹は景元二年から三年の間に

八歳から十歳になりうる。左に掲げた表がそれである。

9	8	7	6	5	4	3	2	1月	嵯紹生月
1 9	1 8	1 7	1 6	1 5	1 4	1 3	1 2	1月	絶交書作月 (景元二年)
9	8 9	7 9	6 9	5 9	4 9	3 9	2 9	1 9月	嵯康死月 (景元三年)
									景元二年 (261) 春 1月 月 夏 2月 月 秋 3月 月 冬 4月 月 春 5月 月 夏 6月 月 秋 7月 月 冬 8月 月 春 9月 月 夏 10月 月 秋 11月 月 冬 12月 月 春 1月 月 夏 2月 月 秋 3月 月 冬 4月 月 春 5月 月 夏 6月 月 秋 7月 月 冬 8月 月 春 9月 月 夏 10月 月 秋 11月 月 冬 12月 月 景元三年 (262)

~~~~~嵯紹8歳及び絶交書作月  
 -----嵯紹9歳  
 ———嵯紹10歳及び嵯康死月 ▶ 嵯紹生月

例えば嵯紹が五月生れなら、『絶交書』が書かれた(八歳)期間は景元二年一月から五月の間、父刑死のとき(十歳)は景元三年五月から九月の範囲で八歳から十歳の年齢でありうる。勿論ひと月は三十日あるからその月の何日生れであるかによっても範囲の移動はある。考えられる最も早い生月日として一月二日生れの場合『絶交書』が書かれた時期は一月一日となり刑死の時期は一月二日から九月末日までの間でありうるし、最も遅くは九月二十九日生れの場合で、『絶交書』は一月一日から九月二十八日の間に書かれその死は九月三十日でありうる。このことから考えると嵯紹の生月日は一月二日から九月二十九日の間であることが推測され、『絶交書』は景元二年一月一日から九月二十八日の間に書かれたものであり、刑死は景元三年一月二日から九月三十日の間のことであるという推測が可能になる。

以上のことから『與山巨源絶交書』は景元二年(二六二)一月一日から九月二十八日の間に書かれたものであると言えようし、嵯康の刑死は景元三年一月二日から九月三十日の間のことであったと言えよう。

あとがき

次回には新たにその作年代が推測されうる作品、

『答二郭』(郭遐周贈)・『郭遐叔贈』

『六言詩』

『代秋胡歌詩』

『酒會詩』

の作年代と、嵯康の中散大夫退官の時期はいつかについて言及してみたい。

(昭和五八年九月十七日受理)

(宇部工業高等専門学校国語教室)